生活環境保全条例
（特定化学物質取扱量）

化学物質管理促進法
PRTR制度（第一種指定化学物質排出量・移動量）

の電子届出のご案内

○インターネットで届出ができます。
○届出期間中は24時間受け付け可能。
○届出内容に対する問い合わせも
　インターネットで届きます。
　（お知らせメールが来ます。）
○変更届もインターネットで届出ができます。

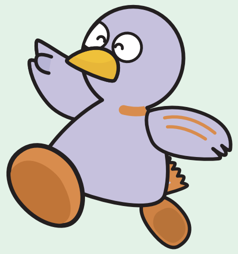

©埼玉県　2005

電子届出の手順

生活環境保全条例

① 埼玉県電子申請・届出サービスにアクセス

② 報告内容の入力

③ 報告書の送信

④ 到着確認メールの受信

化学物質管理促進法（PRTR制度）

① 事前届出（書面）

② パスワード等の受領

③ PRTR届出システムにログイン

④ 届出内容の入力

⑤ 届出の送信

⑥ ログアウト

彩の国
埼玉県環境部大気環境課

生活環境保全条例

①埼玉県電子申請・届出サービスにアクセス

〇埼玉県HP（http://www.pref.saitama.lg.jp/）にアクセスします。

クリック

クリック

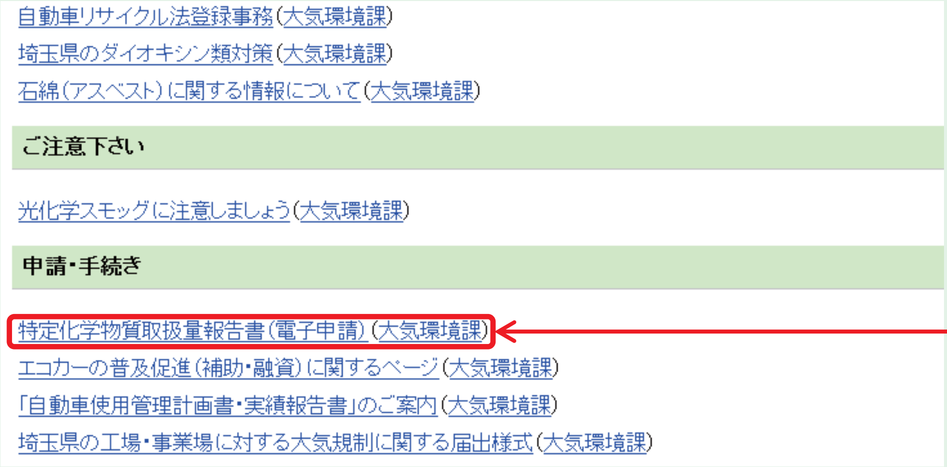

クリック

- 生活環境保全条例(特定化学物質適正管理)の概要
- 取扱量報告書について
- 適正管理手順書・環境負荷低減主任者選任届出書について
- 提出先について
- よくある質問(FAQ)

排出量等集計結果

- 平成21年度実績
- 平成20年度実績

取扱量集計結果

- 平成21年度実績
- 平成20年度実績

移譲市以外の市町村に所在する事業所

提出先は各市町村を所管する県環境管理事務所です。

電子申請リンク

名称	所管市町村	電子申請ページ
中央環境管理事務所	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市 鳩ヶ谷市・桶川市・北本市・伊奈町	電子申請(中央環境)
西部環境管理事務所	飯能市・狭山市・入間市・朝霞市 志木市・和光市・新座市・富士見市 日高市・ふじみ野市・三芳町	電子申請(西部環境)
東松山環境管理事務所	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町 越生町・滑川町・嵐山町・小川町 川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町 東秩父村	電子申請(東松山環境)
秩父環境管理事務所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町 小鹿野町	電子申請(秩父環境)
北部環境管理事務所	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町 神川町・上里町・寄居町	電子申請(北部環境)
越谷環境管理事務所	草加市・八潮市・三郷市・吉川市 松伏町	電子申請(越谷環境)
東部環境管理事務所	行田市・加須市・春日部市・羽生市 久喜市・蓮田市・幸手市・宮代町 白岡町・杉戸町	電子申請(東部環境)

クリック

※届出先となる環境管理事務所の「電子申請」をクリックしてください(パンフレット裏面を参照してください)。

移譲市に所在する事業所

移譲市(川越市、川口市、所沢市、越谷市)に所在する事業所の場合、提出先は各市役所です。

提出先(移譲市)

市	担当課	電子申請ページ
川越市	環境保全課	電子申請(川越市)
川口市	環境保全課	電子申請(川口市)
所沢市	環境対策課	電子申請(所沢市)
越谷市	環境政策課	電子申請(越谷市)

移譲市(川越市・川口市・所沢市・越谷市)の電子申請はこちらです。

さいたま市に所在する事業所

さいたま市に所在する事業所は、さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき報告してください。

さいたま市

さいたま市の電子申請はこちらです。

②報告内容の入力

○別紙ファイル(エクセルファイル)をダウンロードして、開きます。

○別紙ファイルに化学物質の取扱量等を入力し、自分のパソコンに保存して閉じます。（前の画面は閉じないでください。）

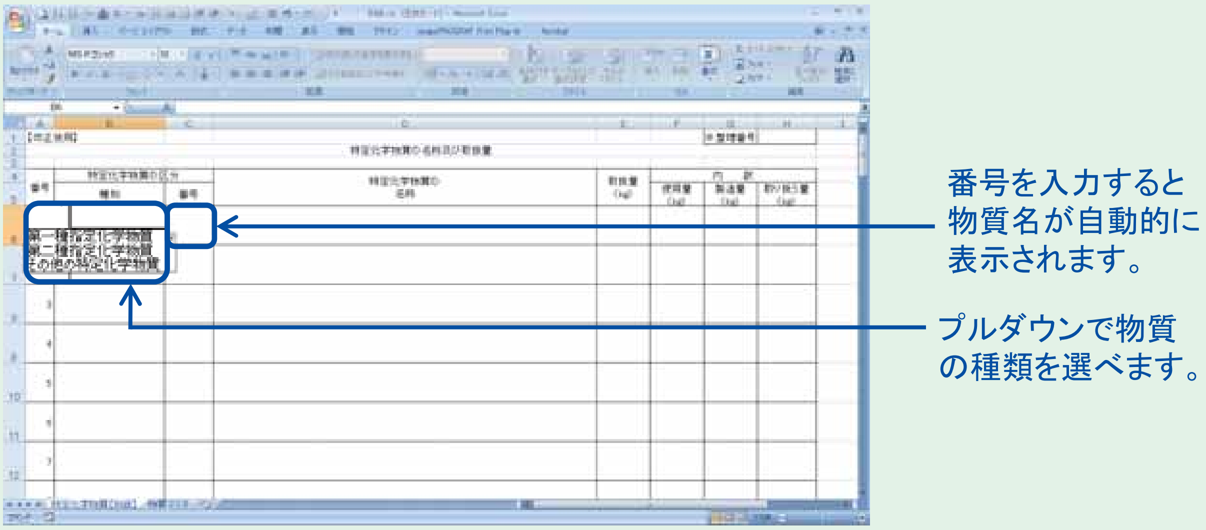

○「電子申請を開始する」をクリックします。

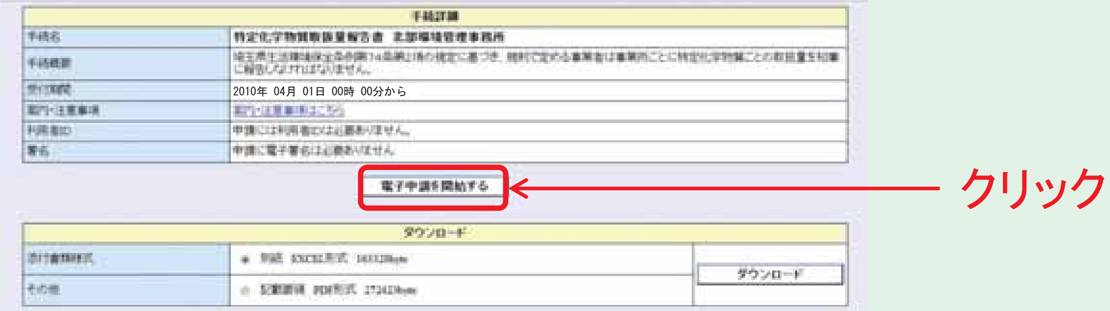

○利用者IDでログインして申請する方法と利用者IDなしで申請する方法があります。
○利用者IDをお持ちでない場合、利用者情報を登録して、利用者IDを取得することも可能です。

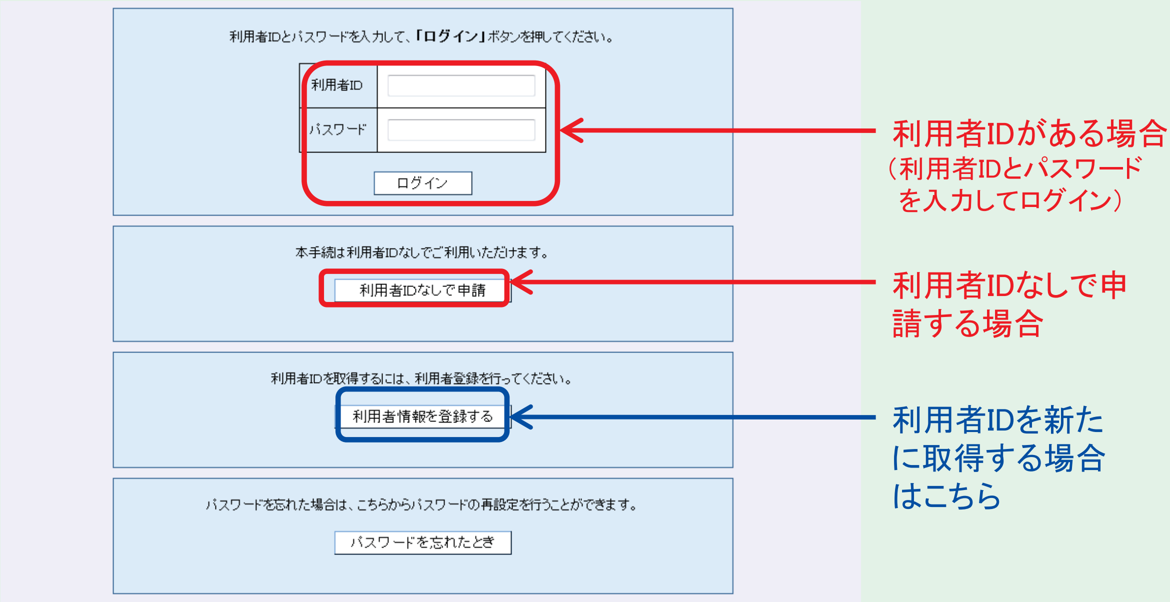

○利用規約を読み、同意する場合はクリックします。
※利用者IDでログインした場合、本画面は表示されません。

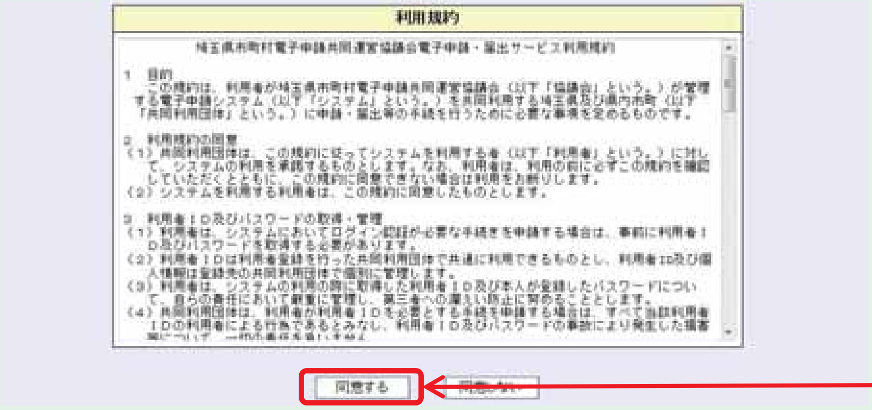

（利用規約に同意する場合）
クリック

○「新規」ボタンをクリックします。

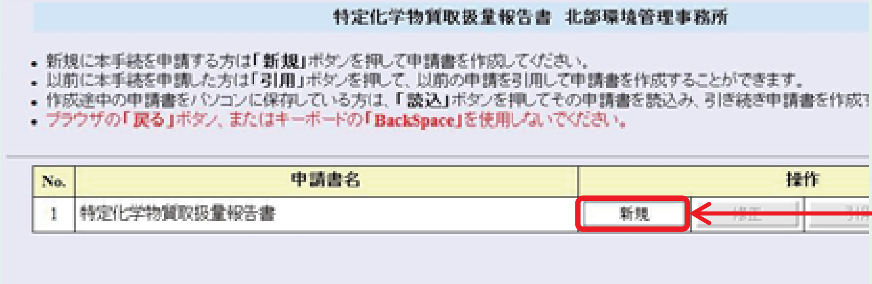

クリック

○報告書（本紙）入力画面が開きます。必要事項を入力し、
「入力完了」をクリックします。

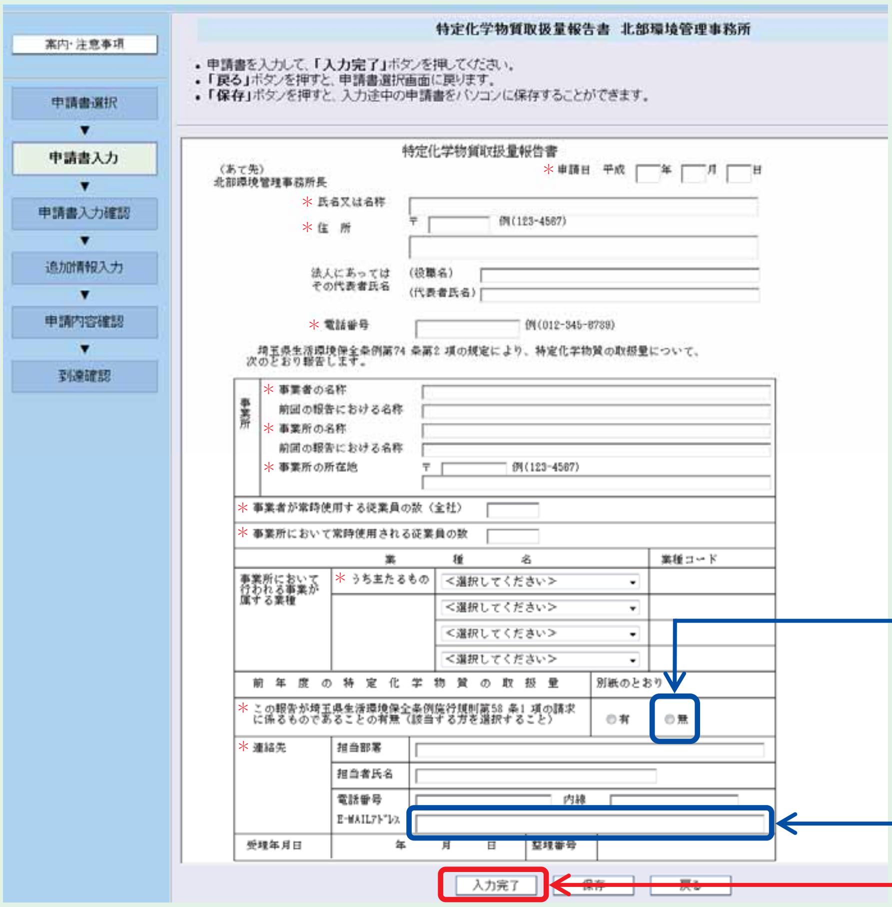

（化学物質の分類名による
公表の請求が無い場合）
「無」を選択

届出完了後、入力したメールアドレスに確認メールが届きます。

クリック

※「＊」の欄は必須入力項目です。

○入力内容を確認し、「確認完了」をクリックします。

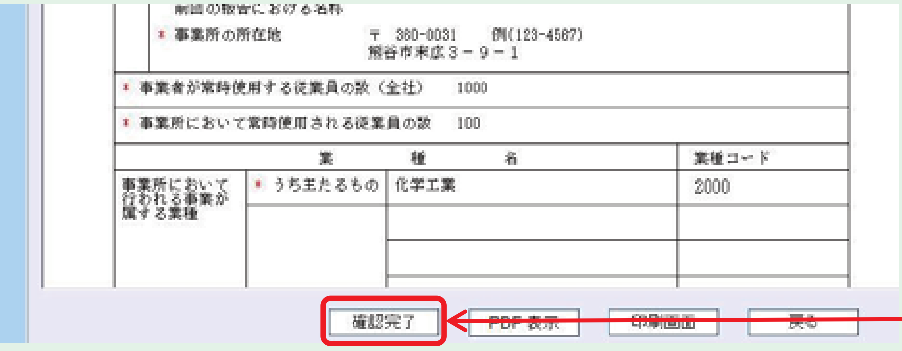

クリック

○入力した別紙ファイルを添付します。

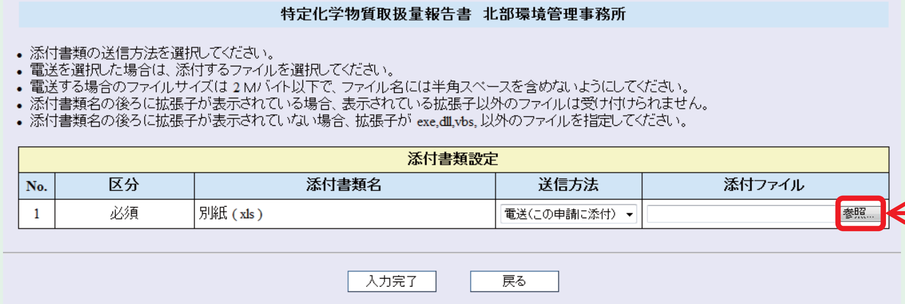

クリック

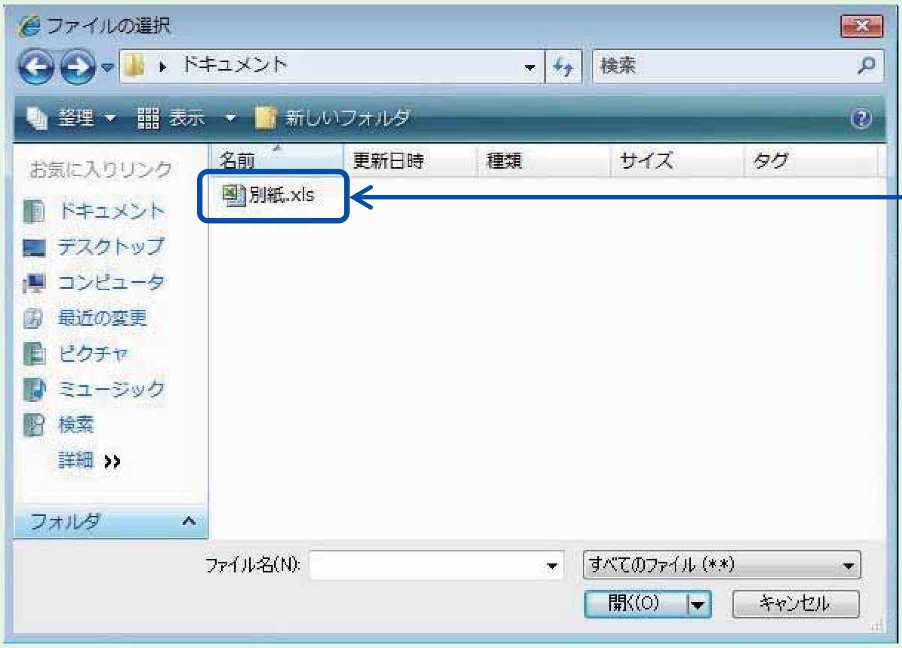

取扱量等を入力した別紙ファイルを選択します。

○入力完了をクリックします。

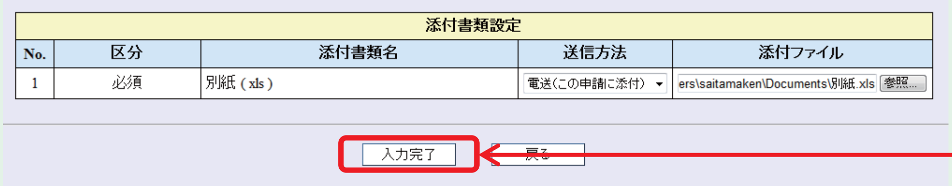

クリック

③報告書の送信

〇報告書を送信します。

クリック

〇報告書の到達確認画面が表示されます。

※利用者 ID なしで申請した場合、本画面で表示される「到達番号」と「確認番号」が申請の処理状況を確認する際に必要になります。
画面の印刷、メモを取るなどして控えておいてください。

※利用者 ID でログインして申請を行った場合は、「到達番号」のみ表示され、「確認番号」は表示されません。

（利用者 ID なしで申請した場合）
「到達番号」と「確認番号」を必ずお控えください。

クリック
（届出終了）

④到達確認メールの受信

〇到達確認のメールが届きます。

> 申請者： 埼玉県庁株式会社　様
> 到達番号：9999-9999-9999-9999-9999
>
> 埼玉県申請・届出サービスをご利用いただきありがとうございます。
>
> 「特定化学物質取扱量報告書　北部環境管理事務所」を受け付けました。
> 今後、担当課所において審査の上、受理されます。
>
> ※別送や窓口提出が必要な書類がある場合は、速やかに送付してください。
>
> ※埼玉県申請・届出メニューはこちらから
> https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/MainMenu.do?lcd=110001
>
> ※このメールは自動送信されています。返信されましても担当課所には届きません。
>
> ---------------------
> 埼玉県申請・届出サービス
> ---------------------

化学物質管理促進法PRTR制度

①事前届出（書面）

○電子情報処理組織使用届出書（書面）と返信用封筒を埼玉県知事※宛に提出します。
○提出先：〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂3－15－1
大気環境課　化学物質担当

（1ページ目）

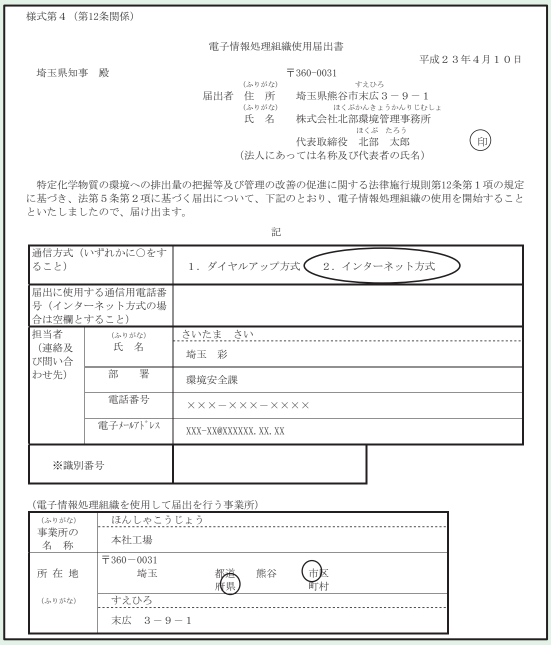

様式第４（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

平成２３年４月１０日

埼玉県知事　殿

〒360-0031
届出者　住　所（ふりがな）　埼玉県熊谷市末広（すえひろ）３－９－１
氏　名（ふりがな）　株式会社北部環境管理事務所（ほくぶかんきょうかんりじむしょ）
代表取締役　北部（ほくぶ）　太郎（たろう）　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第１項の規定に基づき、法第５条第２項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

通信方式（いずれかに○をすること）		１．ダイヤルアップ方式　（２．インターネット方式）
届出に使用する通信用電話番号（インターネット方式の場合は空欄とすること）		
担当者（連絡及び問い合わせ先）	氏　名（ふりがな）	さいたま　さい 埼玉　彩
	部　　署	環境安全課
	電話番号	×××－×××－××××
	電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	XXX-XX@XXXXXX.XX.XX
※識別番号		

（電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所）

事業所の名　称（ふりがな）	ほんしゃこうじょう 本社工場
所 在 地（ふりがな）	〒360－0031 埼玉　都道府県（県）　熊谷　市区町村（市） すえひろ 末広　３－９－１

※さいたま市・川越市・川口市・所沢市・越谷市
の事業所については市長宛です。
提出先も市役所です。

（2ページ目）

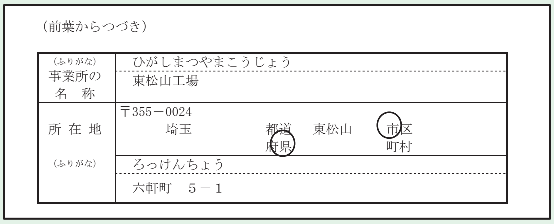

（前葉からつづき）

事業所の名　称（ふりがな）	ひがしまつやまこうじょう 東松山工場
所 在 地（ふりがな）	〒355－0024 埼玉　都道府県（県）　東松山　市区町村（市） ろっけんちょう 六軒町　５－１

②パスワード等の受領

○ユーザID・パスワード等を受け取ります。
埼玉県庁（さいたま市・川越市・川口市・所沢市・越谷市については市役所）からユーザID・パスワード・システムのログイン先などについての情報が郵送されます。
○NITEからクライアント証明書ダウンロード先の案内がメールで届きます。
○http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/itdtp.html でクライアント証明書登録マニュアルをダウンロードできます。

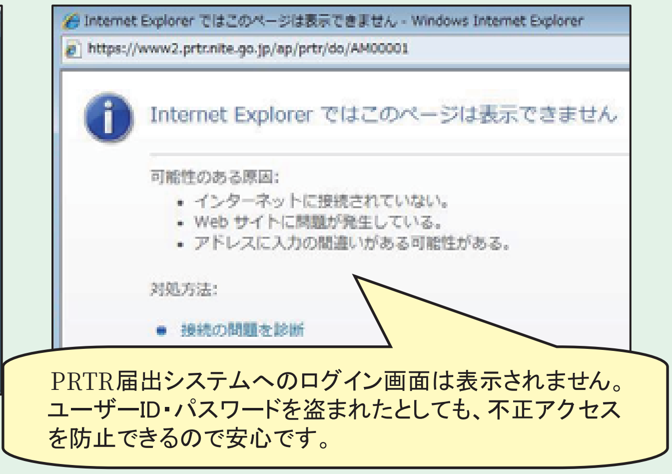

③PRTR届出システムにログイン

〇PRTR届出システム（http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html）にログインします。

〇ログイン画面に埼玉県から郵送されたユーザID、パスワードを入力し、「実行」ボタンをクリックします。

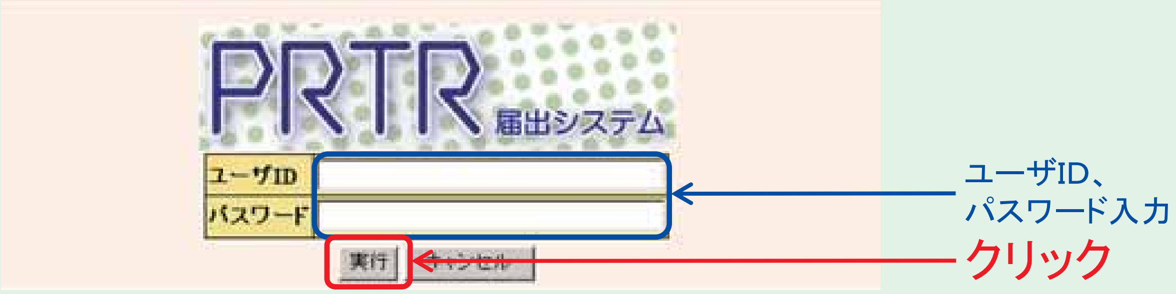

〇排出量等届出処理画面が開きます。

化学物質管理促進法ＰＲＴＲ制度

④届出内容の入力

〇登録されている事業所の一覧が表示されます。
〇届出を行う事業所の「届出作成」ボタンをクリックします。

クリック

〇届出書の内容を入力します（事業所名等は電子情報処理組織使用届出書の内容が反映されています）。

上部は本紙、下部は別紙の内容を入力するようになっています。

下へスクロール

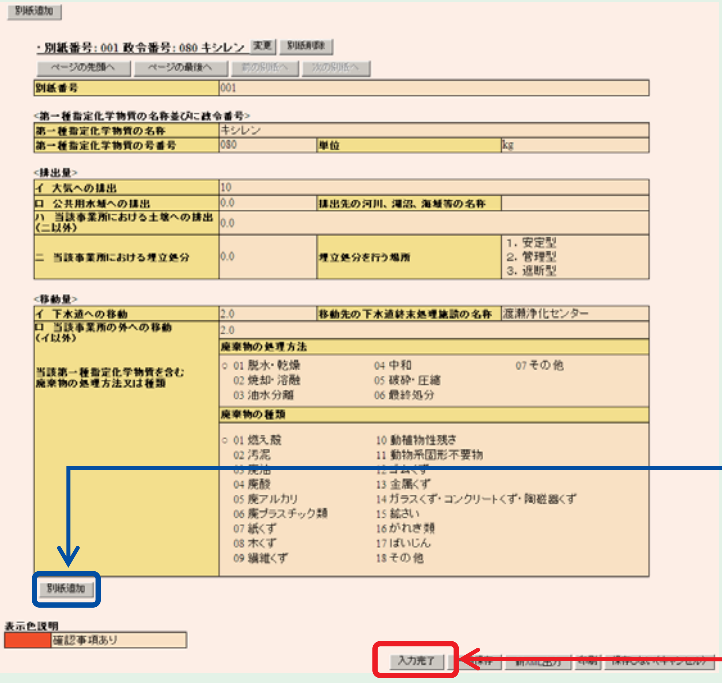

別紙を追加する場合、「別紙追加」ボタンを押してください。

クリック

⑤届出の送信

○「届出」ボタンをクリックします（届出が送信されます）。

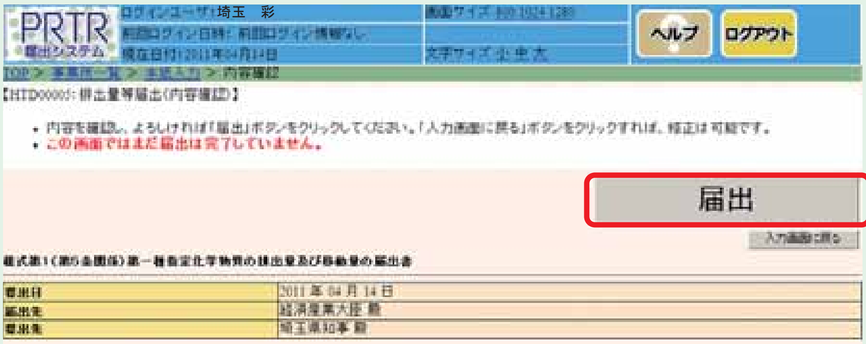

クリック

○届出完了画面が表示されます。

※必要な方はこの画面を印刷して下さい。

クリック

⑥ログアウト

○ログアウトして届出は終了です。

クリック

届出が完了すると、整理番号が表示されます。

○条例・化学物質管理促進法PRTR制度の報告・届出に関する問い合わせは

※事業所がある市町村により窓口が変わります。

	提　出　先	所　在　地	事業所がある市町村
県環境管理事務所	中央環境管理事務所 （大気水質担当） TEL 048-822-5199	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 （浦和合同庁舎）	鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、北本市、伊奈町
	西部環境管理事務所 （大気水質担当） TEL 049-244-1250	〒350-1124 川越市新宿町1-1-1 （川越地方庁舎）	飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
	東松山環境管理事務所 （大気水質担当） TEL 0493-23-4050	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 （東松山地方庁舎）	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	秩父環境管理事務所 （生活環境担当） TEL 0494-23-1511	〒368-0042 秩父市東町29-20 （秩父地方庁舎）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町
	北部環境管理事務所 （大気水質担当） TEL 048-523-2800	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 （熊谷地方庁舎）	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
	越谷環境管理事務所 （大気水質担当） TEL 048-966-2311	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 （越谷合同庁舎）	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
	東部環境管理事務所 （大気水質担当） TEL 0480-34-4011	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町
市役所	川越市環境保全課 （大気保全担当） TEL 049-224-5894	〒350-8601 川越市元町1-3-1	川越市
	川口市環境保全課 （大気係） TEL 048-228-5389	〒332-0001 川口市朝日4-21-33 （リサイクルプラザ4F）	川口市
	所沢市環境対策課 （青空・化学物質グループ） TEL 04-2998-9230	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	所沢市
	越谷市環境政策課 （環境対策係） TEL 048-963-9186	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	越谷市

さいたま市環境対策課 （大気交通係） TEL 048-829-1330	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	※さいたま市については、「化学物質管理促進法」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき届出を行ってください。

○化学物質管理促進法PRTR制度に関する問い合わせ及び電子情報処理組織使用届出書提出は

埼玉県環境部大気環境課（化学物質担当）　TEL 048−830−2986（ダイヤルイン）
〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

○化学物質管理促進法PRTR制度電子申請の方法（操作）に関する問い合わせは

独立行政法人　製品評価技術基盤機構（NITE）
化学物質管理センター　リスク管理課　システム担当
TEL 03−5465−1683（直通）　E-mail info_prtr@nite.go.jp

再生紙を使用しています